

## イラク被災民救援国際平和協力業務実施要領（概要）

### （輸送分野）

#### 1 国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

##### (1) 地域

2 (1)及び(2)に掲げる業務を実施するために必要なヨルダン・ハシェミット王国及びイタリア共和国内の地域

ただし、2 (3)に掲げる業務を行う場合は、当該業務を実施するために必要なアラブ首長国連邦、インド、エジプト・アラブ共和国、オマーン国、サウジアラビア王国、スリランカ民主社会主義共和国、タイ王国、フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国、マレーシア及びモルディブ共和国内の地域を含む。

なお、世界食糧計画（以下「WFP」という。）その他関係国際機関からの要請に基づき2 (1)及び(2)に掲げる業務を行う場合は、当該業務を実施するために必要なアラブ首長国連邦、クウェート国、シリア・アラブ共和国、トルコ共和国、オランダ王国、キプロス共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フランス共和国及びベルギー王国内の地域を含む。

##### (2) 期間

当面、平成15年7月7日から同年8月22日までの間

その後の期間については、実施計画に掲げる期間の範囲内において、W F P 等と調整

## 2 国際平和協力業務の種類及び内容

- (1) イラク被災民救援のための物資の輸送
- (2) イラク被災民救援のためのW F P 等の人員の輸送
- (3) (1)及び(2)に掲げる業務のうち附帯する業務としての物資の補給及び人員の輸送

## 3 国際平和協力業務の実施の方法

### (1) 原則

実施計画及び実施要領の範囲内において、W F P 等とも協調を図りつつ、業務を実施

### (2) 装備

2 (1)及び(2)に掲げる業務を行う場合は、輸送機 (C - 1 3 0 H) 2機 (うち1機は予備) を使用

また、本邦に輸送機 (C - 1 3 0 H) 1機及び多用途支援機 (U - 4) 1機を待機させる。

## 4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する自衛官

- (1) 国際平和協力業務を遂行するために必要な体力及び精神力を有すること。
- (2) 国際平和協力業務を遂行するために必要な語学力を有すること。
- (3) その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を有す

ること。

## 5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

- (1) 派遣先国の関係当局との関係に関する事項
- (2) 派遣先国の住民との関係に関する事項

## 6 中断に関する事項（国際平和協力法第6条第13項第2号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項）

- (1) 防衛庁長官が国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）と協議の上、国際平和協力業務を中断するよう指示した場合、部隊長等は当該業務を中断する。

- (2) 次に掲げる場合には、その状況等を防衛庁長官を通じて本部長に報告し、指示を受ける。

ア 受入国から、人道的な国際救援活動及び我が国による国際平和協力業務の実施に対する同意を撤回する旨の意思表示があった場合

イ アに掲げる場合のほか、前記の同意が存在しなくなったと認められる場合

ウ 受入国が、紛争当事者となったと認められる場合

- (3) 業務の中断の際の報告

- (4) 業務を中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

## 7 その他本部長が国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

- (1) 実施計画又は実施要領の変更を必要とするWFP等からの要請があった場合の措置

部隊長等は、当該要請の内容その他必要な事項につき、防衛庁長官を通じ本部長に報告し、防衛庁長官の指示を受ける。

(2) 安全のための措置

ア 部隊長等は、状況が隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、防衛庁長官の指示を受ける暇がないときは、国際平和協力業務を一時休止する。

イ 部隊長等は、必要に応じて、他の部隊長等、関係在外公館、WFP等及び連絡調整要員等と連絡をとる等積極的に部隊の安全に係る情報の収集に努めるとともに、常に安全の確保に留意する。

(3) 武器の携行・保管及び使用

ア 武器の携行・保管

武器を保安上適切と認める場所に厳重に保管。1(1)に掲げる地域において必要と認める場合、輸送機(C-130H)又は多用途支援機(U-4)内において不測の事態に対応するため隊員に武器を携行させることができる。

イ 武器の使用

国際平和協力法第24条及び自衛隊法第95条に定めるところによる。

(4) 調査、効果の測定等についての報告

部隊長たる国際平和協力隊の隊員は、業務に関する調査、業務に関する効果の測定及び分析について速やかに当該内容を取りまとめの上、本部長に対して報告し、本部長は、防衛庁長官に対して通報する。

(5) 派遣部隊の隊員の交替

疾病、事故その他一身上の真にやむを得ざる理由による交替

(6) 装備の取扱い

隊員は、外為法上の武器を隊員以外の者に貸与し、又は供与してはならない。

(7) 連絡調整要員との連携

隊員は、連絡調整要員と緊密に連携を図りつつ業務を実施する。

## イラク被災民救援国際平和協力業務実施要領（概要）

### （連絡調整分野）

#### 1 国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

##### (1) 地域

2 に掲げる業務を実施するために必要なヨルダン・ハシェミット王国（以下「ヨルダン」という。）及びイタリア共和国（以下「イタリア」という。）内の地域

##### (2) 期間

当面、平成15年7月7日から同年8月22日までの間

その後の期間については、実施計画に掲げる期間の範囲内において、世界食糧計画（以下「WFP」という。）その他関係国際機関と調整

#### 2 国際平和協力業務の種類及び内容

派遣先国の政府その他の関係機関と自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係る国際平和協力業務

#### 3 国際平和協力業務の実施の方法

実施計画及び実施要領の範囲内において、業務を実施

#### 4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する者

- (1) 国際平和協力業務を遂行するために必要な体力及び精神力を有すること。
- (2) 国際平和協力業務を遂行するために必要な語学力を有すること。
- (3) その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を有すること。

## 5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

- (1) 派遣先国の関係当局との関係に関する事項
- (2) 派遣先国の住民との関係に関する事項

## 6 中断に関する事項（国際平和協力法第6条第13項第2号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項）

- (1) 隊員は、国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）から、国際平和協力業務を中断するよう指示された場合、当該業務を中断する。
- (2) 次に掲げる場合には、その状況等を本部長に報告し、指示を受ける。
  - ア 受入国から、人道的な国際救援活動及び我が国による国際平和協力業務の実施に対する同意を撤回する旨の意思表示があった場合
  - イ アに掲げる場合のほか、前記の同意が存在しなくなったと認められる場合
  - ウ 受入国が、紛争当事者となったと認められる場合
- (3) 業務の中断の際の報告
- (4) 業務を中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

## 7 その他本部長が国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

(1) 実施計画又は実施要領の変更を必要とする場合の措置

隊員は、必要な事項につき、本部長に報告し、その指示を受ける。

(2) 安全のための措置

ア 隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、本部長の指示を受ける暇がないときは、国際平和協力業務を一時休止する。

イ 隊員は、必要に応じて、在ヨルダン日本国大使館、在イタリア日本国大使館、WFP等及び自衛隊の部隊等と連絡をとる等積極的に自らの安全に係る情報の収集に努めるとともに、常に安全の確保に留意するものとする。

(3) 業務を遂行できない場合の措置

病気、事故等の場合、本部長に報告する。

(4) 調査、効果の測定等についての報告

隊員は、業務に関する調査並びに業務に関する効果の測定及び分析について本部長に随時報告するものとする。

(5) 自衛隊の部隊等との連携

隊員は、自衛隊の部隊等の隊員と緊密に連携を図りつつ、業務を実施する。